

「青少年が安全に安心してインターネットを
利用できる環境の整備等に関する法律」
一部改正について

平成30年1月29日

総務省 東海総合通信局

フィルタリングとは？

フィルタリングとは、
不適切なサイトやアプリを
ブロックするサービス。

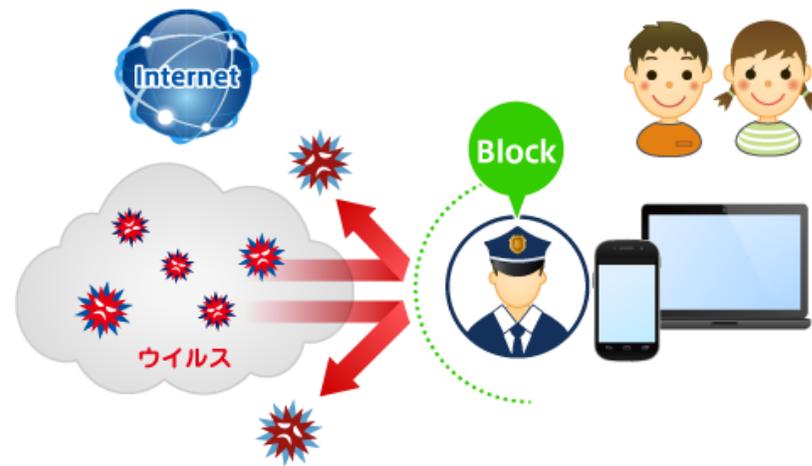
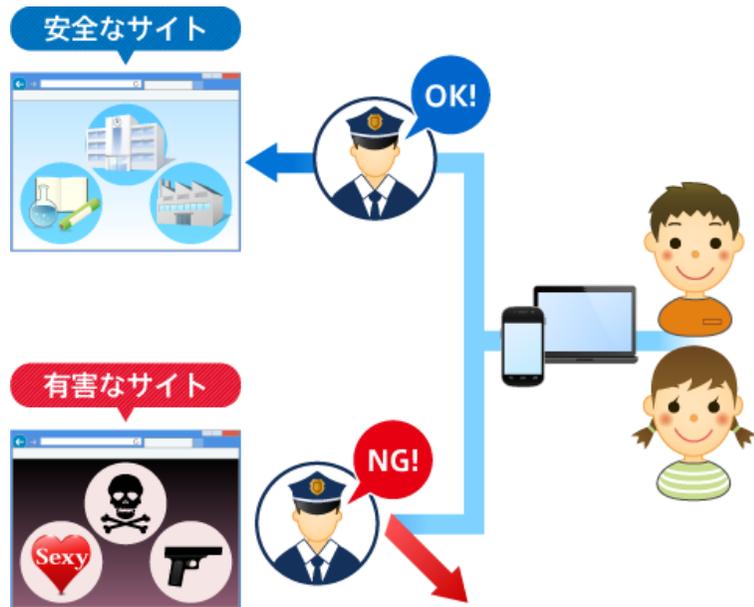
必要なサイトやアプリを
許可することも可能。



フィルタリングとウイルス対策ソフトの違い

フィルタリングは、
利用者が危険なサイトに
出ていくのを防ぐ。

ウイルス対策ソフトは、
スマホやパソコンにウイルスが
入ってくるのを防ぐ。

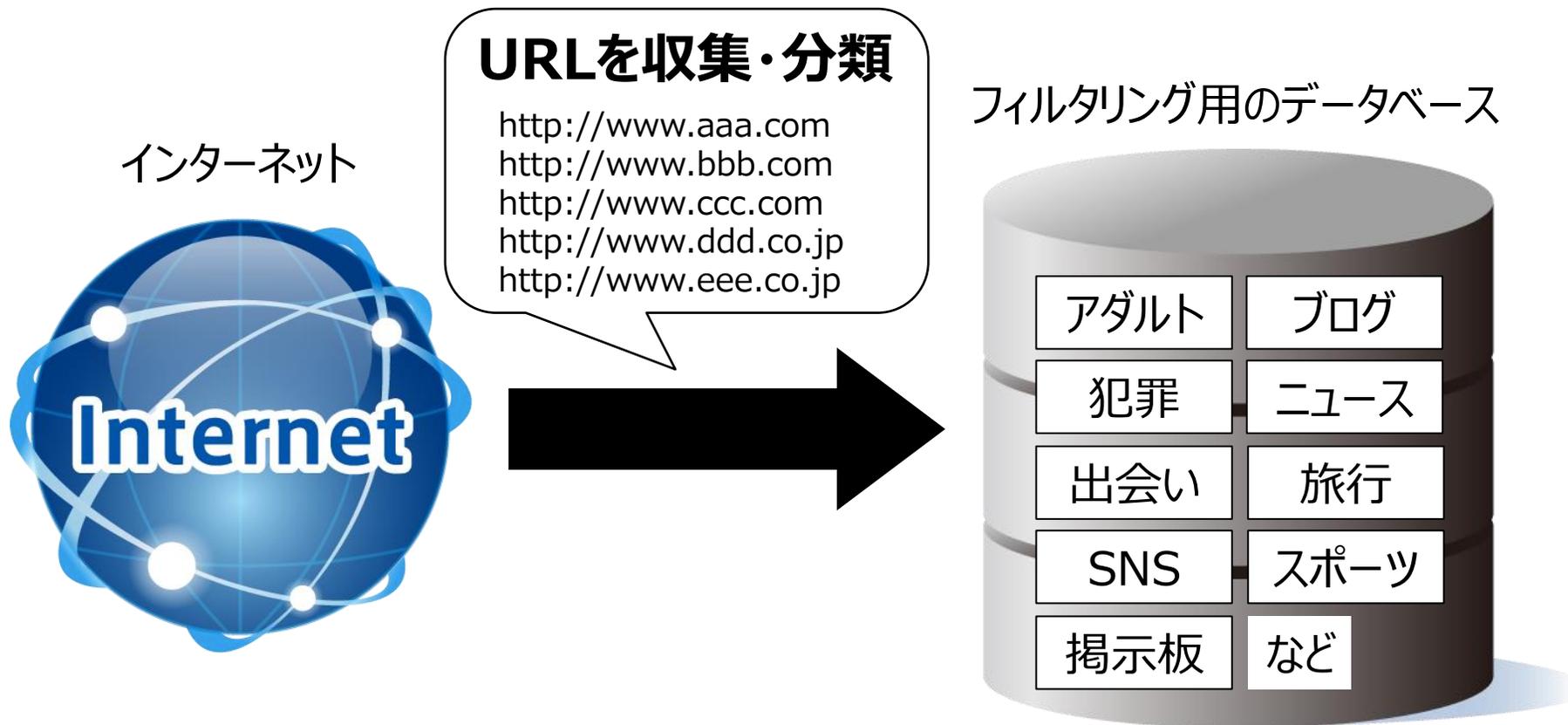


子供を守る

機械を守る

フィルタリングの具体的なご説明①

世界中のウェブサイトのURLを収集し、それを図書館のようにカテゴリーに分類。(=フィルタリング用のデータベース)



フィルタリングの具体的なご説明②

利用者が**ブラウザ**でウェブサイトを開覧する際に、設定に合わせて、**特定のカテゴリやURL**の開覧を禁止。

フィルタリング用のデータベース

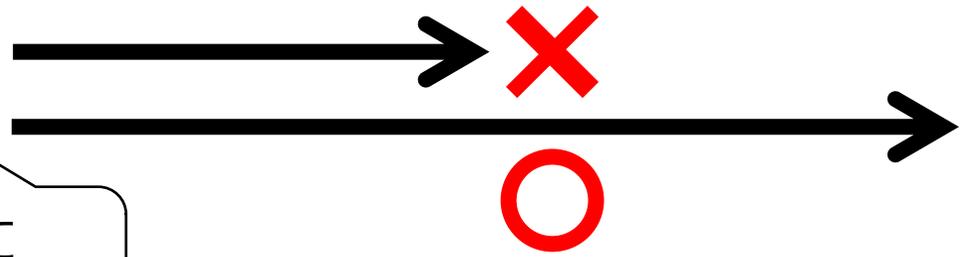
② 特定のカテゴリやURLを禁止

アダルト	ブログ
犯罪	ニュース
出会い	旅行
SNS	スポーツ
掲示板	など

③ 禁止されていないURLは閲覧可能



① 端末のブラウザにフィルタリングの設定



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

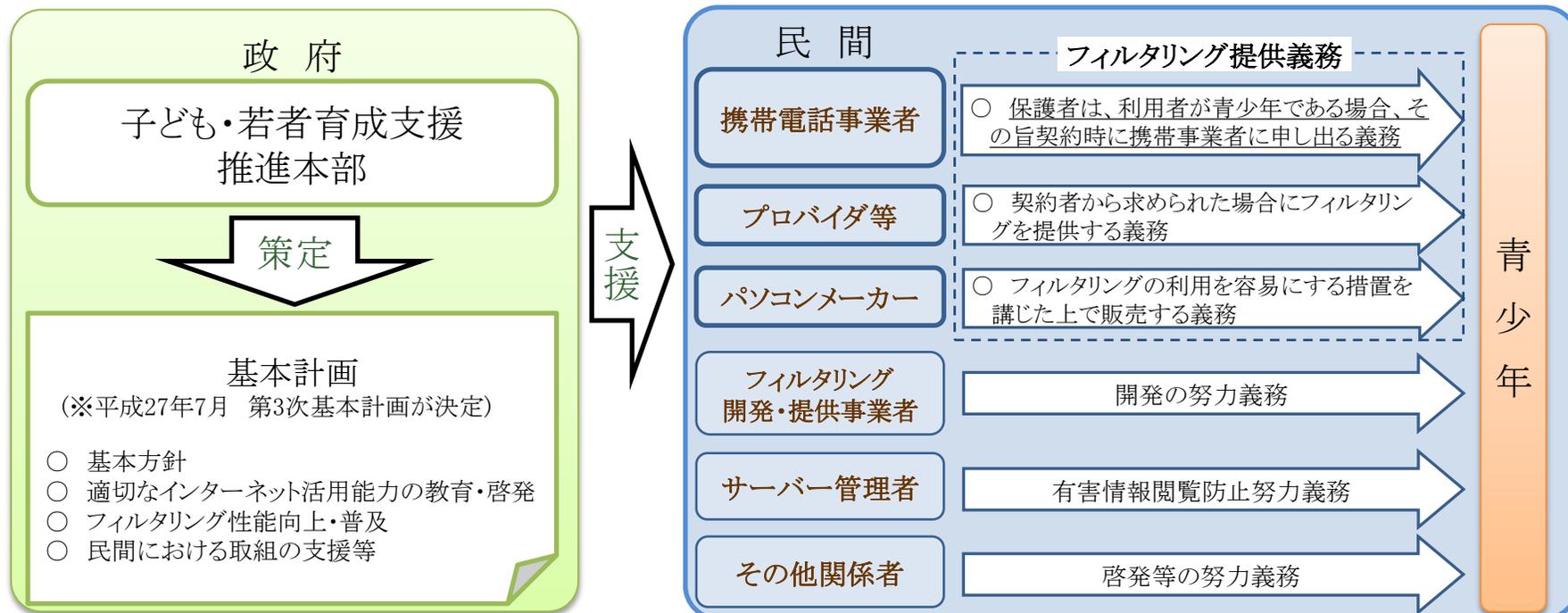
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、平成20年6月成立(平成21年4月施行)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)



青少年インターネット環境整備法(改正の概要)

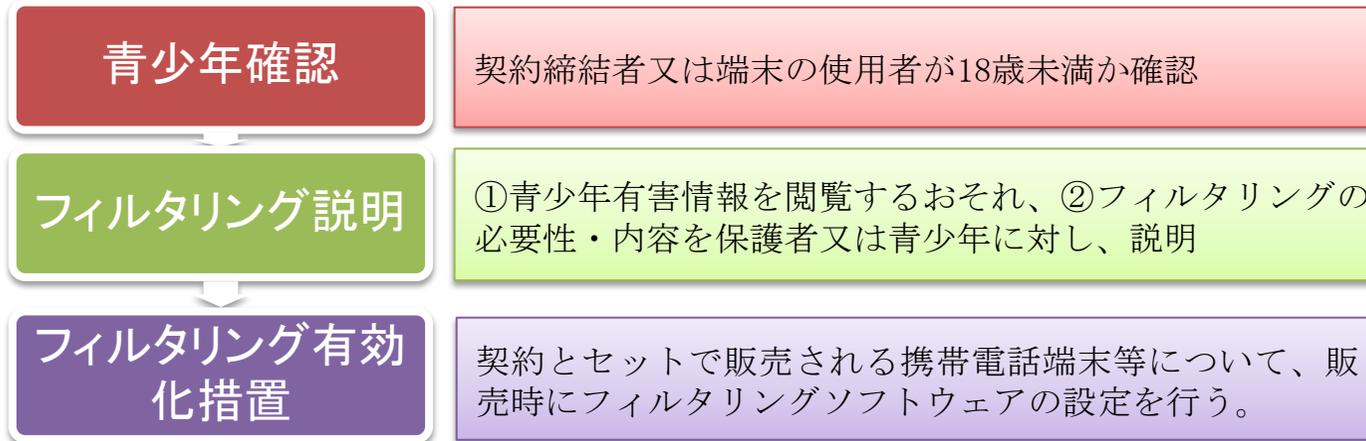
※ 第193回通常国会に衆議院内閣委員会委員長提案として提出され、可決・成立。(H29.6.16)

【現行法の内容】

携帯電話事業者に対して、契約者又は端末(携帯電話端末・PHS)の利用者が青少年(18歳未満)の場合、(保護者が不要を申し出た場合を除き)フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け 等

【改正の内容】

1. 携帯電話事業者及び代理店に対して、上記義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け



(有効化措置)



①フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定

②フィルタリングレベルの設定(高校生・中学生モード等の選択)

2. フィルタリング義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末(タブレット等)に拡大

(注) その他

- ① パソコンメーカー等に加え、携帯電話端末の製造事業者に対してフィルタリングソフトウェアのプリインストール等フィルタリング容易化措置を義務付け
- ② OS開発事業者に対してフィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

■ 施行期日: 公布の日(H29.6.23)から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日(H30.2.1施行)

新たな青少年有害情報閲覧防止措置のイメージ

